

大阪府条例第 号

大阪府附属機関条例の一部を改正する条例

大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前											
別表第一（第二条関係）													
一（略）													
二・三 （略）	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">名称 （略）</td> <td style="text-align: center;">担任する事務 （略）</td> </tr> <tr> <td>大阪府大阪市南 部保健医療協議 会</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>大阪府死因調査 等協議会</td> <td>死体の死因の調査及び 身元の確認の体制 の整備に関する施策 についての調査審議 に関する事務</td> </tr> </table>	名称 （略）	担任する事務 （略）	大阪府大阪市南 部保健医療協議 会	（略）	大阪府死因調査 等協議会	死体の死因の調査及び 身元の確認の体制 の整備に関する施策 についての調査審議 に関する事務	二・三 （略）	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">名称 （略）</td> <td style="text-align: center;">担任する事務 （略）</td> </tr> <tr> <td>大阪府大阪市南 部保健医療協議 会</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table>	名称 （略）	担任する事務 （略）	大阪府大阪市南 部保健医療協議 会	（略）
名称 （略）	担任する事務 （略）												
大阪府大阪市南 部保健医療協議 会	（略）												
大阪府死因調査 等協議会	死体の死因の調査及び 身元の確認の体制 の整備に関する施策 についての調査審議 に関する事務												
名称 （略）	担任する事務 （略）												
大阪府大阪市南 部保健医療協議 会	（略）												

附 則

この条例は、公布の日から施行する。